

平成27年1月20日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
有限会社 中村造林
秋田県鹿角郡小坂町小坂字相内6-1
- 2 指名停止期間 自 平成27年1月21日
至 平成27年2月20日（1ヵ月間）
- 3 指名停止の理由
有限会社中村造林は、平成26年5月20日付けで東北森林管理局米代東部森林管理署長と契約した製品生産請負及び森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）において、代表取締役と現場作業員がそれぞれ事業区域内であると思ひこみ、事業区域外（3025林班ほ小班）のスギ生立木外101本、材積51.11m³を誤って伐採した。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員